

「原産地証明書発給手続きとその活用法」

—明日のメガFTAのために今日の2国間EPAに取り組む—

EPA活用セミナー

2014年1月15日（水）

ピュアリティまきび 2階「孔雀」

麻 野 良 二

（大阪商工会議所）

コンテンツ

第1部 EPAを利用する理由とその効果

1. EPAを利用する理由
2. EPAを利用した効果

第2部 特定原産地証明書の手続きの流れと申請の留意点

1. 特定原産地証明書の手続きの流れ
 - (1) 事業所登録
 - (2) 原産品判定申請(同意通知を含む)
 - (3) 特定原産地証明書の発給申請
 - (4) 書類の保存義務など
2. 企業にとってのEPAの利便性

第3部 原産地規則対応のノウハウ

1. 原産地規則のポイントを掴む
2. 原産地規則対応の近道は専門機関との相談と社内外ネットワークの構築
3. メガFTAで先行者利益を得るために

第1部 EPAを利用する理由とその効果

1. EPAを利用する理由

- 国内市場の縮減を懸念して、アジアを中心に新興国の市場シェア確保を目指す（企業規模によらず危機感が強い）

<事例>

- ・5年で海外市場シェア倍増計画（年率15%以上の拡大）
- ・海外市場に近い国・地域での生産拡大により、完成品の物流コスト削減
⇒原材料の全部／一部は日本から供給

- 人口の高齢化により国内での労働力確保が困難

⇒生産の一部を海外に依存しても、物流費は国内人件費に十分に見合う

- EPA/FTAが世界の潮流となる中で（世界で400近いFTA）、FTAを利用しなければ取引が成立しなくなる危惧が強まっている。

<事例>

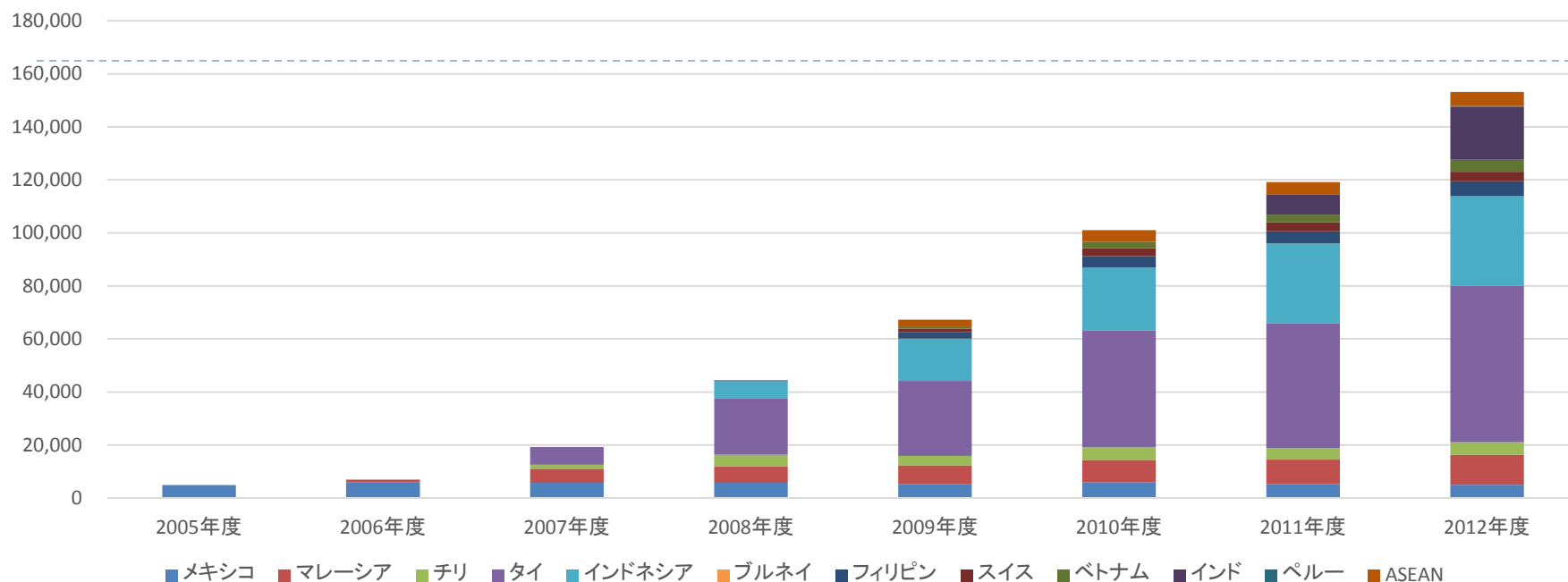
- ・日本からの輸出でEPAを利用しなければ、輸入関税を輸出者が負担するように求める取引契約が急増

2. EPAを利用した効果

- 顧客(輸入者)満足の増進
- 輸出先(EPA締約国)での関税減免
- 輸入関税分(CIFベース)の経費が削減でき、日本からの輸出品の価格競争力が強化
- EPA締約国との取引深化と利益安定化
- 取組みが難しいと聞いていた原産地規則について対応ノウハウを蓄積
- 全ての取扱品目をEPA特惠関税で輸出
- 複数のEPAの活用
- 日本以外のアジアの主要FTA(ASEAN中国FTAなど)も利用可能に
- 成長著しいアジア市場で、サプライチェーンの構築の可能性が高まった
- TPPなどメガFTAも使いこなせる自信が

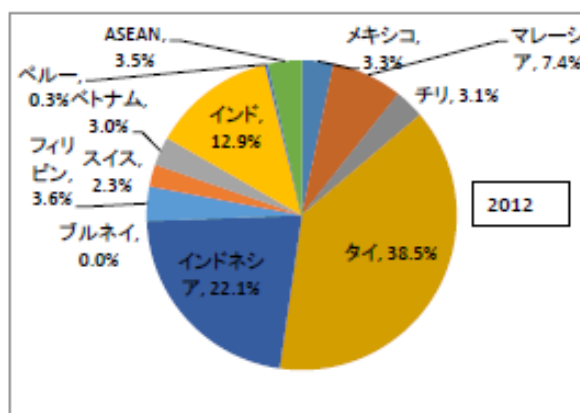
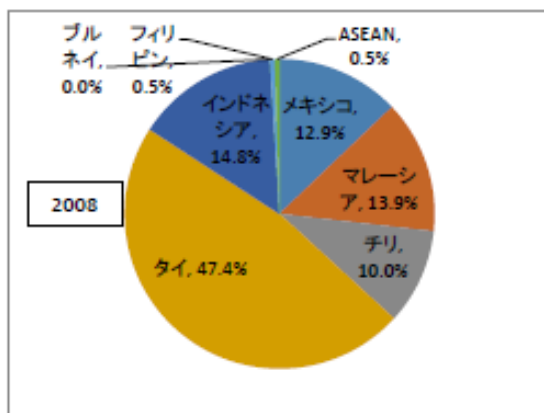
など

特定原産地証明書発給状況



特定原産地証明書発給件数に占める各EPAのシェア

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
メキシコ	100.0%	85.3%	29.9%	12.9%	8.0%	6.0%	4.4%	3.3%
マレーシア		14.7%	27.7%	13.9%	10.3%	8.3%	7.7%	7.4%
チリ			7.8%	10.0%	5.4%	4.7%	3.7%	3.1%
タイ			34.6%	47.4%	42.0%	43.7%	39.6%	38.5%
インドネシア				14.8%	23.8%	23.4%	25.2%	22.1%
ブルネイ				0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
フィリピン				0.5%	3.7%	4.2%	3.7%	3.6%
スイス					1.9%	3.0%	2.9%	2.3%
ベトナム					0.7%	2.3%	2.3%	3.0%
インド							6.5%	12.9%
ペルー							0.0%	0.3%
ASEAN				0.5%	4.2%	4.4%	3.9%	3.5%

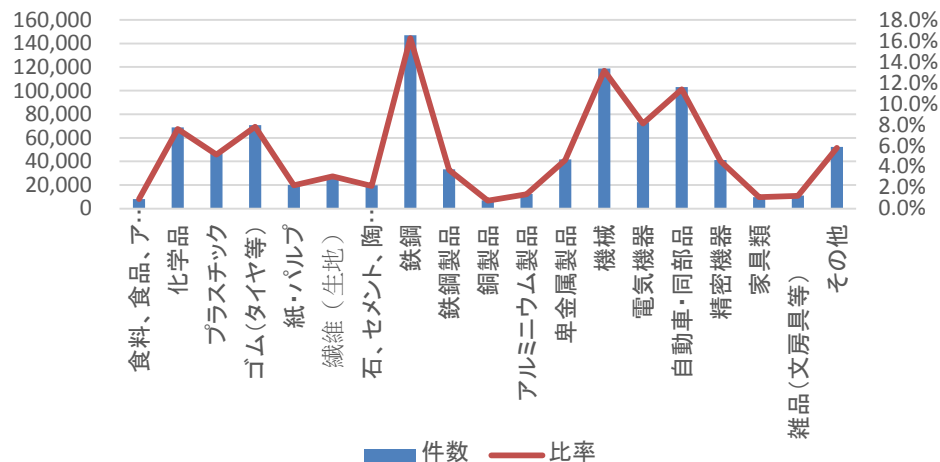


いずれのEPAも、発効後の時間経過とともに発給件数は増加するが、新たな協定の発効等もあって、そのシェアは低下する傾向にある。

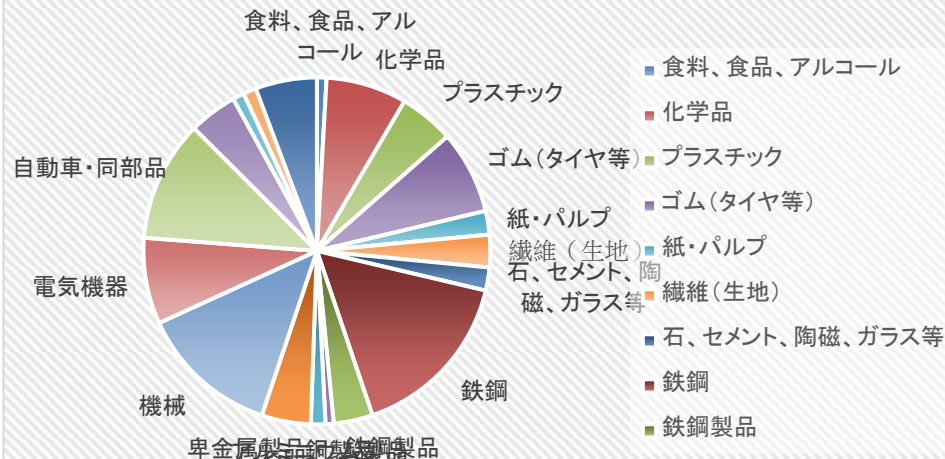
品目別の原産地証明書発給状況

品目	件数	比率
食料、食品、アルコール	8,177	0.9%
化学品	68,756	7.6%
プラスチック	46,672	5.2%
ゴム(タイヤ等)	70,681	7.8%
紙・パルプ	20,094	2.2%
繊維(生地)	27,664	3.1%
石、セメント、陶磁、ガラス等	19,616	2.2%
鉄鋼	147,122	16.3%
鉄鋼製品	33,240	3.7%
銅製品	6,898	0.8%
アルミニウム製品	12,418	1.4%
卑金属製品	41,775	4.6%
機械	118,888	13.1%
電気機器	73,292	8.1%
自動車・同部品	102,939	11.4%
精密機器	41,058	4.5%
家具類	9,789	1.1%
雑品(文房具等)	10,960	1.2%
その他	52,261	5.8%
合計	904,123	100.0%

品目別の原産地証明書発給件数



品目別の原産地証明書発給件数



(注1)シンガポールEPAを除く全協定について集計

集計期間:2005年4月1日~2013年11月8日

集計ベース:関税分類の97類型に基づく

(注2)原産地証明書により、発給単位で複数の異なる

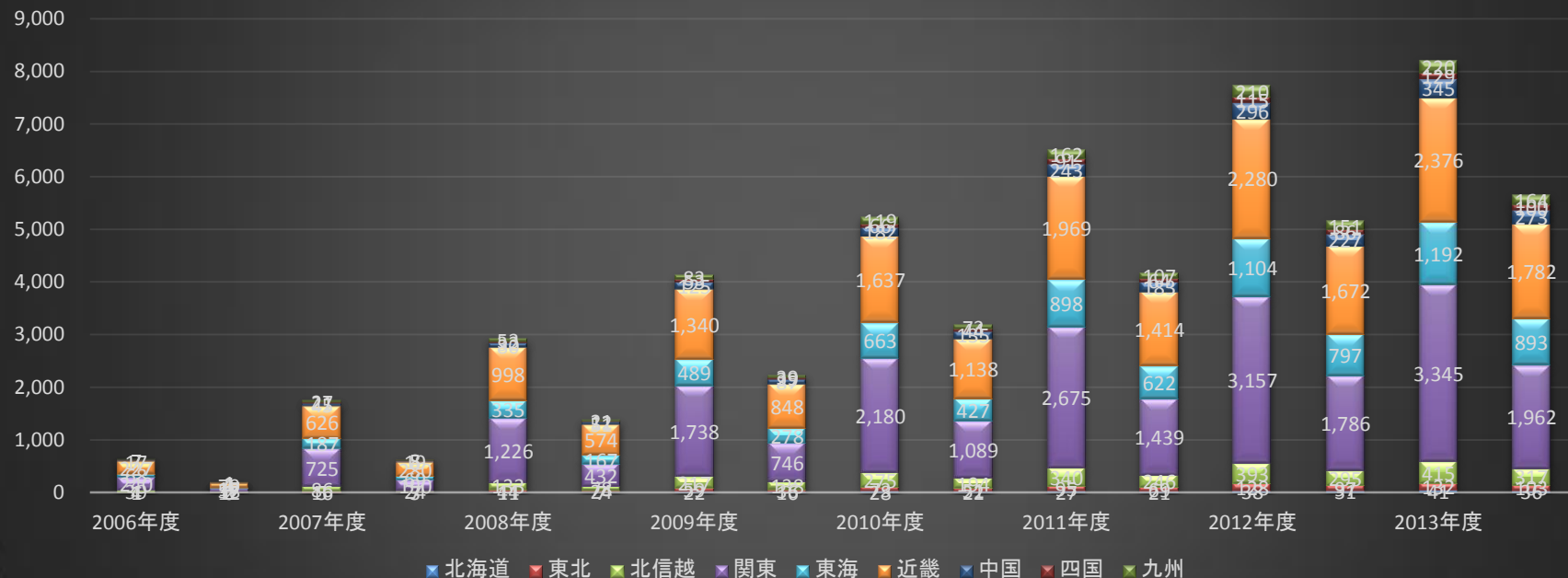
関税番号の産品が記載されることがあるため、産

品単位での集計では実際の発給件数よりも数値

は大きくなる。

特定原産地証明書のための登録事業所数の推移と中小企業の比率

登録事業所数の推移



【備考】各年度末での有効登録事業所数(2013年度は2013年9月末現在)

中小企業は資本金1億円以下の法人および個人事業所

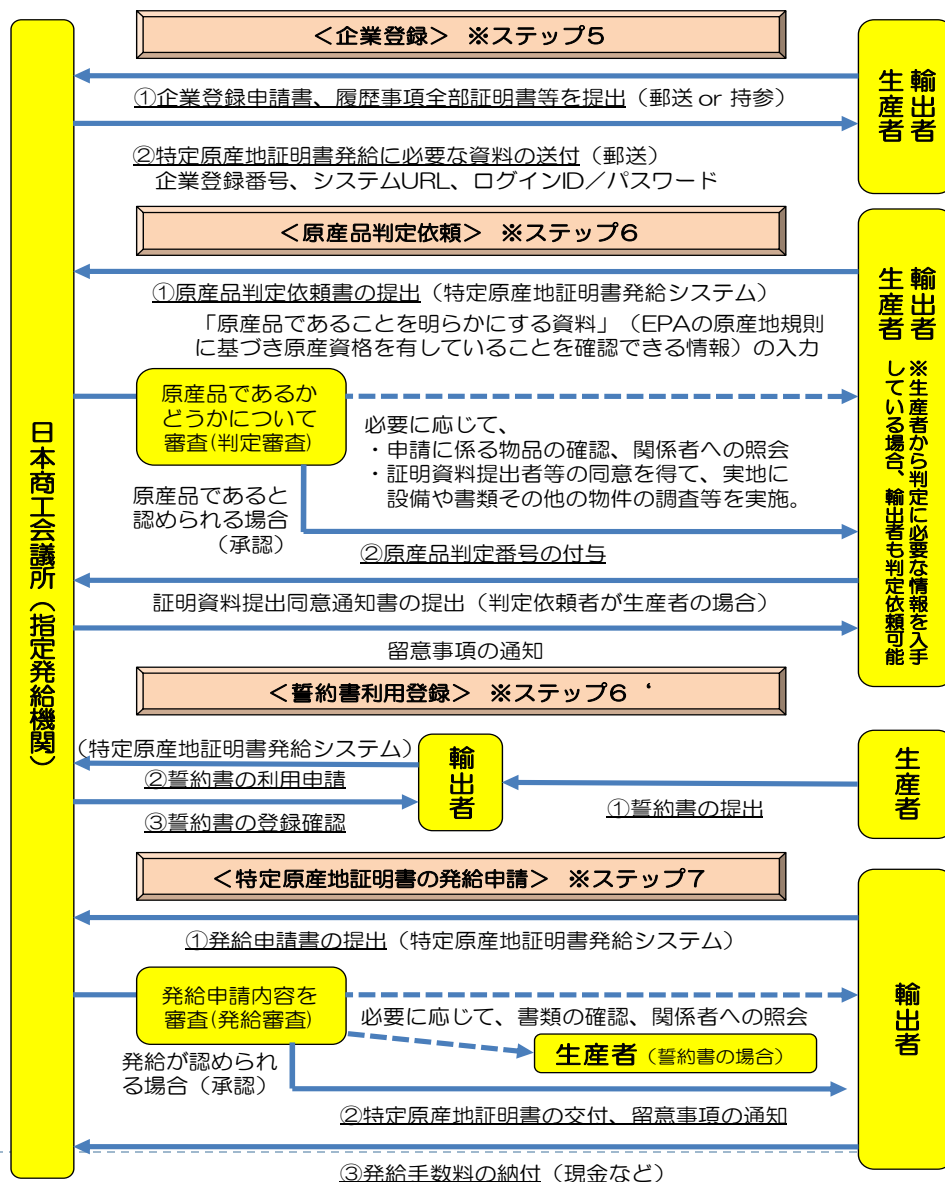
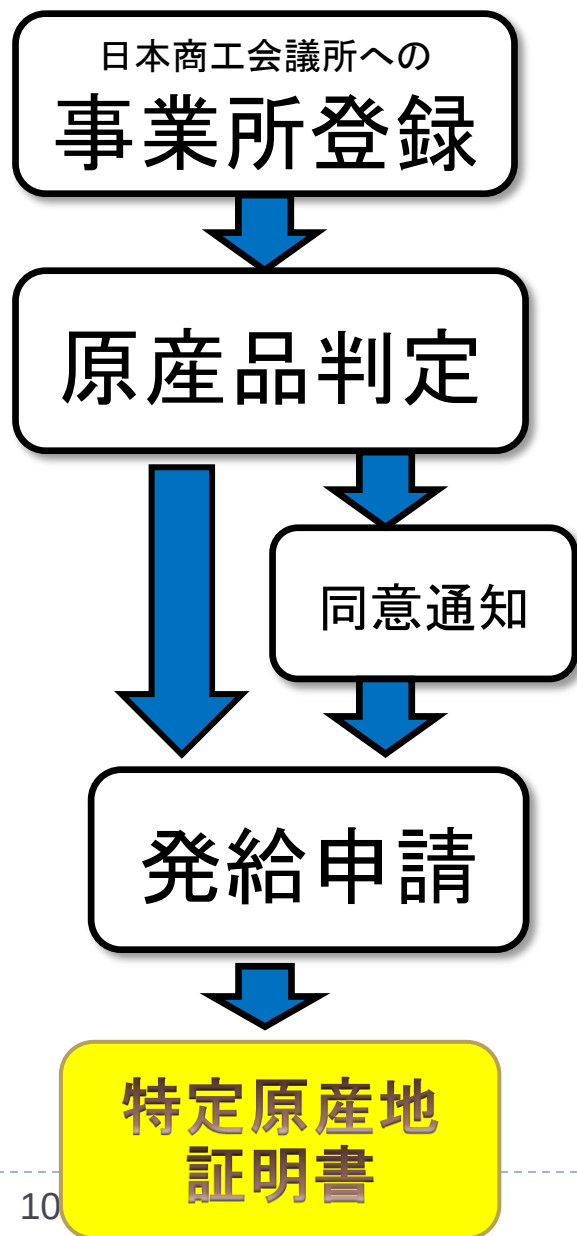
- 登録事業所数は年々増加
- 事業所の所在地(本社)は関東、東海、近畿が中心(全体の84.7%:2012年度)
- 中小企業の比重は毎年増大(10年度:60.8%、11年度:64.1%、12年度:66.6%)
地域別では、関東だけが平均を下回る(12年度:56.6%、東海72.2%、近畿73.3%)
- 中国、四国地方の比重は、登録事業所全体で5.3%、中小企業で6.1%(2012年度)

第2部 特定原産地証明書の手続きの流れと申請の留意点

■ 特定原産地証明書と一般原産地証明書との比較

	一般原産地証明	特定原産地証明
発給機関	各地商工会議所	日本商工会議所（＋21事務所） ＊経済産業大臣による指定発給機関
目的及び効果	特惠関税以外の目的のため	協定相手国での特惠関税適用のため
申請者	地域の事業所（会員、非会員）	日本に存する事業所
申請方法	窓口での書面申請	インターネットでの電子申請
手続きの主な流れ	①事業所登録（各地会議所） ②専用紙での書面申請 ③審査 ④手数料と引換の交付	①事業者登録（日商） ②原産品判定申請・審査 ③原産品判定結果の同意通知（必要時） ④発給申請・審査 ⑤特定原産地証明書交付
対象国	全世界	経済連携協定締約国のみ（12協定）

1. 特定原産地証明書の手続きの流れ



(1)事業所登録

1. 事業所登録

- ▶ 目的: 国内にある事業所であることの実態確認
- ▶ **1事業所1登録: 全てのEPAに対し共通(有効期間: 2年)**
 - ・登録申請書の作成⇒WEB上での電子申請(手数料不要)
 - ・法人の登記事項証明書(履歴事項全部)を日本商工会議所に郵送

＜参考＞特定原産地証明書発給申請の手引き

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

(注1)シンガポールEPAを除きます。

(注2)事業所移転、代表者変更、組織変更(合併、分割など)が生じる場合は、速やかに日本商工会議所にご連絡を。

2. サイナー登録

- ▶ 登録企業による特定原産地証明書に係る申請意思を確認するための社内委任
 - ▶ **1登録企業に複数のサイナー登録可能(上限なし)**
- (注)1サイナーの登録サイン数＝「1個」のみ(一人で複数のサインは登録不可)
- ▶ サインの有効期間: 企業登録の有効期間内
 - ▶ 登録サインが、特定原産地証明書に申請企業の申請代表として**電子印字**されます。
 - ▶ サイン登録も手数料等は不要です。

(2) 原産品判定申請

【輸出品の原産性立証について】

- 原産性の立証は、**輸出当事者の責任**
- 原産性の立証は**書面**に基づきます。

コンプライアンスそのものです。

- ①誰が ②どの様に生産し、
- ③原産地規則を満たしていることを
- ④資料により客観的に証明します。

【原産品判定申請の基本ルール】

- **原産品判定申請**: 輸出産品の(A)**生産者** か (B)**輸出者** のいずれかだけです。
- **EPA協定ごとに原産品判定申請が必要です。**
(理由) 原産品判定基準(品目別規則)が異なるため
- **HSコードの入力は6桁** 原則としてHS2002
但し、スイス、ベトナム、インドおよびペルー各EPAはHS2007
- **原産品判定申請に先立って、輸出される産品が日本産であることを立証する資料の整備が必須です。(必ず、原産品判定申請前に完了して下さい。)**
 - ・当該資料の提出は**省略可能**です。
(注: 3年又は5年の保存義務。起算は最後の原産地証明書発給時点)
 - ・発給機関が求める場合は、即時に提出が必要です。
- 標準処理日数: 3営業日(原則)
- 原産品判定に手数料は不要です。

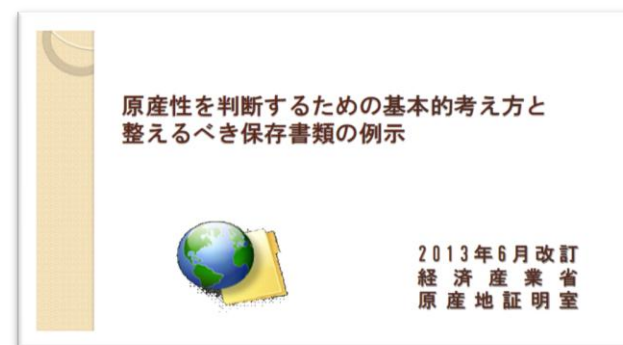
(2-2) 原産品判定申請（原産性の立証）

◆ 原産品判定申請のための資料

<例>（経済産業省2013年6月改訂）

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/roo_guideline.pdf

- ① 輸出産品とその製造に使用した全ての材料・部品との対比表
- ② 対比表に記載された材料、部品で製造されたことを裏付ける資料
 - ・総部品表
 - ・製造工程フロー図
 - ・生産指図書
 - ・各材料の投入記録（在庫の蔵入蔵出記録など）
- ③ 「原産」（日本産又はEPA締約相手国産）と扱った材料について、その原産性を立証する書類



○ 繊維製品の原産地規則・証明方法に関する留意事項

（経済産業省、2011年8月改訂）

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/guideline_for_textile_and_apparel.pdf

2工程以上の加工を行う生産者以外の関係者が、その生産者に代わって原産品判定申請を行う場合に揃えておくべき資料等

(2-3) 原産品判定申請（同意通知）

■原産品判定の結果

- ・日本原産品と承認された製品には「原産品判定番号」が付与されます。
（固有の判定番号）
 - ・原産品判定に係る申請内容および関連資料等は、申請者と指定発給機関だけが確認し、輸出者はじめ第三者には一切開示されません。
 - ・原産品判定番号を受けた生産者等(判定申請者)は、輸出者に対してこの判定番号の使用許可だけを行います。＝「**同意通知**」（期間限定:最大3年。更新可能）
- （注）承認された製品の材料や加工内容が変更になった場合、その変更が生じた時点で判定結果は無効となります。
- ⇒変更後の新しい内容で原産品判定の申請が新たに必要です。

■特定原産地証明書の発給申請

- ・生産者等から原産判定番号の使用許可を得た（同意通知を受けた）輸出者は指定発給機関（日本商工会議所各事務所）に発給申請を行ってください。
- ・自ら原産品判定申請をして原産品判定番号を受けた輸出者は、同番号の使用権を有するため、自己に同意通知の必要はなく、直ちに発給申請を行えます。

(3) 特定原産地証明書の発給申請

- ▶ 発給申請できるのは「輸出者」(インボイス発行者)だけです。
 - ▶ 申請情報入力の主な留意点
 - ・出航日の入力は必須です。
 - ・特定原産地証明書に印字される**産品名**は、原則として、**原産品判定済みの産品名称**と同一であること。
 - * ブランド名や型番等を、産品名称の後ろに括弧書きで付記することは可能
 - ・根拠インボイス日付は申請日より**未来の日付は絶対不可**(入力不能)です。
 - ・積地、揚地、(経由地)、輸送手段は重要です(積送基準)。
- (注) L/C等で求められても、法定された事項以外の文言等を特定原産地証明書に記載することは認められません。**
- ▶ 標準処理日数: 2営業日(原則)
 - ▶ **手数料: 基本額2,000円 + 加算額@500円 × 産品数**
 - ・同じ産品を21回以上利用: 加算額は50円に
 - ▶ 日本商工会議所各事務所(全国21カ所)の窓口で手数料と引換えに特定原産地証明書の交付を受けてください。
郵送可能(事前の振込みが必要です。)

□特定原産地証明書利用上の留意事項

■特定原産地証明書の特徴

1. わが国で発給の特定原産地証明書は、電子出力される正本（オリジナル）1通のみです。（全ての協定で同じ）
2. 印字は所定の項目のみです。
(注)法定された事項以外の記載は認められません。
3. 言語は英語のみです。
4. 協定ごとに書式、証明書の色が異なります。
(注)証明書裏面に各種の脚注が記載されています。

■特定原産地証明書に記載のHSコードと輸入国(締約国)税関の判断によるHSコードが異なる場合

- ・(原則)輸入国税関の判断が優先します。
(注)輸入者都合によるHSコードの変更等は認められません。

■事前教示

- ・輸入国税関に事前にHSコードの確認を行うことが可能です。
(輸入者経由)。＜対象＞タイ、マレーシア、インドなど
(注)インドネシア、ベトナム他では、類似の公式な便宜は確認できていません。

(4) 書類等の保存義務など

保存義務

■対象：特定原産地証明書の発給を受けた輸出者

原産品判定申請を行った生産者は

■保存期間：特定原産地証明書の発給日から5年間

(ブルネイ協定、スイス協定、ASEAN協定、ベトナム協定：3年間)

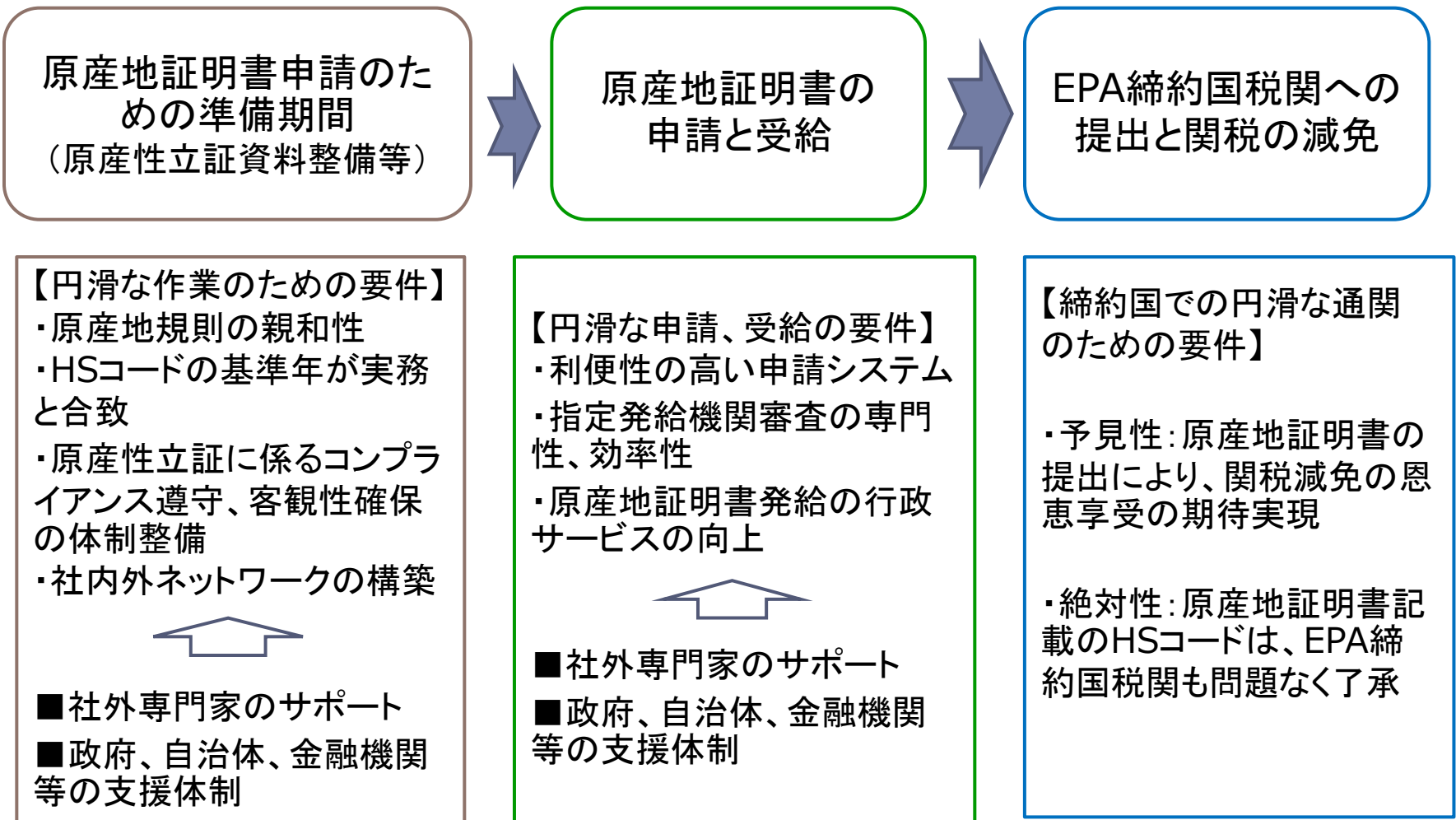
■保存資料：特定原産地証明書に記載された産品の原産性を判断するために
用いた情報や書類

■保存方法：電子データ、紙媒体を問いません。

罰 則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

2. 企業にとってのEPAの利便性



上記の一連の流れが円滑、効率的に進行したときに、企業はEPAの使い勝手に満足

第3部 原産地規則対応のノウハウ

1. 原産地規則のポイントを掴む

(1) モノの国籍は規則で決まる

- ▶ モノの国籍(原産国)を定める原産地規則(品目別規則)は、EPAごとHSコードごとに規定されています。
- ▶ HSコード(関税分類番号)の基準年

基準HSコード	対象EPA
HS2002	メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ フィリピン、ASEAN
HS2007	スイス、ベトナム、インド、ペルー

(2) コンプライアンスとトレイサビリティ(追跡可能性)

- ▶ 生産内容の詳細(部材構成と調達先、加工工程)の詳細を把握
- ▶ 生産内容について追跡可能な部分とそうでない部分を明確に区分
- ▶ 部材を原産材料(内製品、生産証明書入手可能)とその他(非原産材料)に区分

(3) 法律表現の原産地規則を読み解く

- ▶「完全生産品」は工業製品には原則、不適応(農水産品、鉱物対象)
- ▶品目別規則: 日本での付加価値を規定する概念:
 - ・関税分類変更基準(CTC)
 - ・付加価値基準(RVC、VA)
 - ・加工工程基準(SR)

原産地規則の一般的構成

- A.完全生産品<WO>
- B.原産材料のみから生産される製品
- C.実質的変更基準を満たす製品
(原材料に第三国産の製品を含む場合)
 - ー 関税番号変更基準 <CTC>
 - ー 付加価値基準 <RVC,VA>
 - ー 加工工程基準
- D.積送基準
- E.例外規定
(「累積」など:モノの累積、生産行為の累積)

緑枠:関税分類
変更基準(CTC)
赤枠:付加価値
基準(RVC,VA)

第八四〇・一・一〇一八四八五・九〇	第八四〇・一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への当該番号以外 の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十分セント以上であること(第八四〇・一・一〇号から第八四八五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
-------------------	--

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品(第八四類及び第八五類)
第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

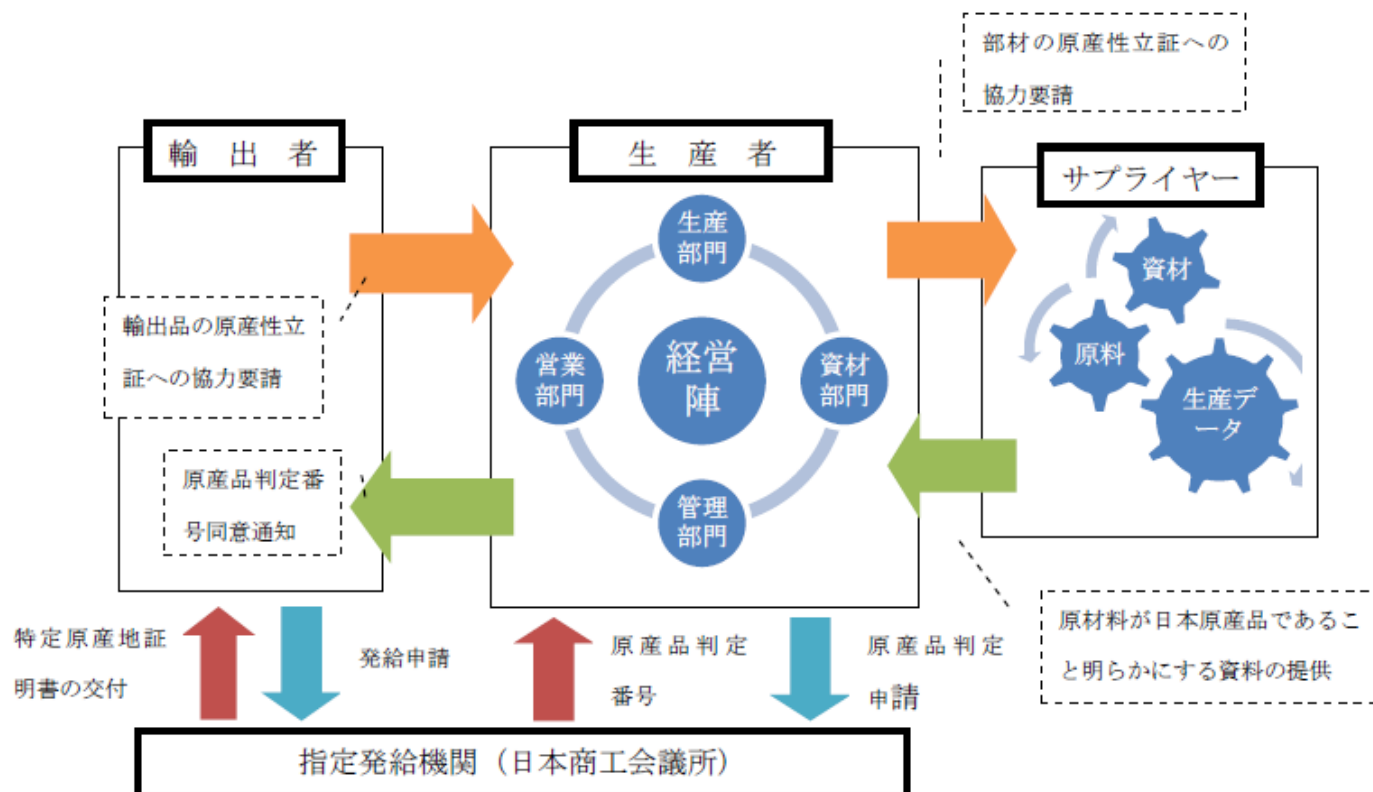
2. 原産地規則対応の近道は 専門機関との相談と社内外ネットワークの構築

(1)「解決1時間≧悩み2カ月」の経験則

まずは、指定発給機関(商工会議所)にご相談を

(2)社内、社外ネットワークが重要

専任スタッフの配置は不要。但し、経営戦略の中でEPA、FTAの活用を。



3. メガFTAで先行者利益を得るために

(1) EPAと第3国FTAとの間で、原産地規則の類似性が認められる

- ① 類似性：原産地規則の構成に違いは大きくない
- ② 類似性の効果：EPAで蓄積した原産地規則対応のノウハウを第3国FTAに転用できる可能性は大きい

【事例】同一産品をスイスおよびインドに輸出するケース

- ・日スイスEPA：一般規則（関税分類変更基準（項変更）、又は付加価値基準（工場渡し価額の60%以上）のいずれかを充足
- ・日インドEPA：一般規則（関税分類変更基準（号変更）
＋付加価値基準35%以上（FOB比）

■ 原産地規則は非対称ながら、関税番号変更基準および付加価値基準のいずれも基本的概念、原産性立証に要する作業等に類似性が認められる

■ 企業の基本姿勢：ビジネス実現が目的であり、そのための手段であればFTA間の原産地規則の相違は厭わない



(2) メガFTAの原産地規則が、現行のわが国EPAの原産地規則と大きく違わなければ、今のノウハウを将来に活かせる可能性は大きい

アジアの主要FTAの制度比較（経済産業省資料）

	AJCEP (日ASEAN)	AKFTA (韓ASEAN)	ACFTA (中ASEAN)	ATIGA (ASEAN内)	AIFTA (印ASEAN)
一般規則	CTH or VA40	CTH or VA40	VA40	CTH or VA40	CTSH+VA35
付加価値基準 (VA計算式)	●控除方式 (FOB-VNF)÷FOB ≥40% (注) VNM= 非原産材料価格	●積上げ方式 (原産材料価格+直接 労務費+直接経 費+輸送費+利益) ÷FOB≥40% ●控除方式 (FOB-VNF)÷FOB ≥40%	●積上げ方式 (非ACFTA材料価 格+原産性未決の 材料価格)÷FOB <60% ∴ACFTA原産= 100-非原産材料 ≥40%	●直接法 (原産材料価格+直 接労務費+直接経 費+輸送費+利益) ÷FOB≥40% ●間接法 (FOB-VNF)÷FOB ≥40%	●直接法 (原産材料価格+直 接労務費+直接経 費+その他経費+ 利益)÷FOB≥35% ●間接法 (非原産材料価格+ 原産性未決の材料 価格)÷FOB< 65%
累積規定	○	○	○	○(部分適用)	○
積送基準	○	○	○	○	○
Back to Back	○	○	○	○	○
第三者インボイス	○	○	○	○	○
原産地証明制度	第三者証明	第三者証明	第三者証明	第三者証明	第三者証明
デミニマス (僅少)基準	○(一部品目)	○(一部品目)	×	○(FOBの10%以内)	×

(注)CTH: 関税番号4ケタ(項)レベルでの変更を原産性の条件
CTSH: 関税番号6ケタ(号)レベルでの変更を原産性の条件

ご静聴有難うございました。

EPA特定原産地証明書についてのお問合わせ、ご相談等は
日本商工会議所大阪事務所 ☎06-6944-6216
(大阪商工会議所国際部内)
まで、お気軽に。